



SMTB年金ニュース

(平成24年11月6日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

受給者減額実施に伴う取扱いについて（続報）

[平成24年10月10日配信のSMTB年金ニュース](#)で既にご連絡のとおり、厚生年金基金における受給者減額（受給者及び受給待期脱退者の給付減額）に伴う規約変更を認可する場合の取扱いについて、厚生労働省より特例一時金の支給による財政への影響の検証（以下、特例一時金検証）を今まで以上に入念に実施する旨確認を得ています。

今般、受給者減額に伴う取扱いの詳細について、信託協会を通じて以下のとおり追加で確認を得ました。受給者減額の認可を得るためには、手続き要件（減額同意の取得など）を満たすだけでなく、基金財政への影響把握が必要であるとの内容であり、実際に受給者減額の実施を検討している場合は、厚生局宛てに早期に個別相談することが望ましいと思われます。

| 照会事項 | 厚生労働省の回答 |
|--|--|
| 受給者減額を実施する場合、基金の積立状況によらず特例一時金検証が必要か。 | 代行割れ基金について、特に状況把握の重要性は高いと考えているが、代行割れでない基金についても、財政への影響を一定程度把握した上で受給者減額が実施されるものと考えている。 |
| 特例一時金検証資料に記載すべき具体的な内容は。 | 例えば、 <ul style="list-style-type: none">・事前の調査等に基づく特例一時金の支給の選択割合・特例一時金の支給割合別の純資産額の将来予測（10年間程度）・特例一時金の支給が想定を超えた場合の対応方針について などが考えられるが、個別の基金の状況に応じて対応すること。 |
| 特例一時金検証をした資料の提出時期は。 | 基本的に認可申請時であるが、代議員会で給付減額を議決する際には、特例一時金の支給による影響を把握しておく必要があると考えられる。 |
| 特例一時金検証の結果によっては、給付減額の規約変更を認可しないことがあり得るか。 | 特例一時金の受給者数が多数となり、受給者減額を実施した場合にさらに財政が大幅に悪化することが見込まれる場合は、再検討が必要となることも考えられる。 |

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595

| 照会事項 | 厚生労働省の回答 |
|---|---|
| 基金の事務負担増大を勘案し、特例一時金の取得確認を行う対象を一部としてもよいか。 | 統計的に正確さが一定程度担保されているものであれば認められることもあり得る。 |
| <p>特例一時金の取得確認について、次の方法は可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無記名 ・受給希望者のみ記名、押印 | 特例一時金の支給について、可能な限り正確に予測する必要があると考えられるが、それが可能であればよい。 |
| 特例一時金の取得状況によっては、財政への影響を勘案して受給者減額を実施しない取扱いとすることも可能か。 | 特例一時金の支給の総額または取得者の割合に上限を設け、当該上限を超過した場合に給付減額を打ち消すように遡及で制度変更を実施することが可能。また、上限を超過した場合に受給者減額を取り消し、掛金・給付ともに変更前に戻す旨を規約に記載することも可能。但し、特例一時金の取得有無調査は事前に行っておくこと。 |
| 特例一時金の支給による不足金の発生を、掛金算定の計算に織り込むか否かは任意であるという理解でよいか。 | 適切に判断すること。 |

以上